

定期事業者検査の運用に係る確認事項等について

1. 目的

機構は、原子力規制庁からの依頼を受け、機構の各施設の令和2年度定期事業者検査開始時期の調査し、各施設の定期事業者検査のスケジュールをまとめたものを提示している（別紙1）。今後、定期事業者検査の開始の報告を作成するにあたり、定期事業者検査の運用に係る以下の内容について確認させていただきたい。

(1) 定期事業者検査開始日の考え方

従来、施設定期検査は図1のような考え方で運用している。施設定期検査後の運転期間・運転パターンは、各試験研究炉の特徴、試験計画等に応じて異なるものの、試験研究の目的上、施設定期検査合格後、1年近い運転が望まれる試験炉もあることから、定期事業者検査についても図1と同様の考え方で運用していきたいと考えている。

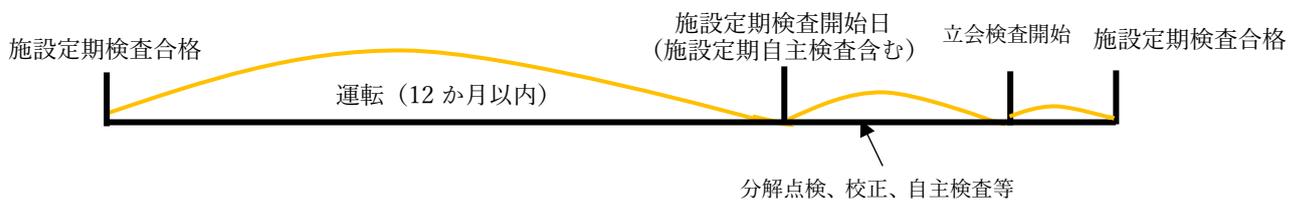


図1 施設定期検査合格から次回の施設定期検査開始までの考え方

原子力規制庁の「原子力事業者等における 使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」では、Ⅲ.1. 定期事業者検査の実施時期「(1) 原子力施設の運転等を停止して行う検査」について、「原子力施設の運転等の停止時に実施する必要がある機器等の分解検査、その後の機能・性能検査等」と記載されている。

また、Ⅲ.4. 定期事業者検査の報告において、「検査開始予定日」とは、原則として、検査対象とする原子力施設の運転等を停止する日（発電用原子炉施設においては発電機を解列する日。以下同じ。）とされている。このため、定期事業者検査の開始日は、概ね図1の従前の施設定期検査開始日と同様になると考えている。

(2) 定期事業者検査開始報告について

機構は、令和元年度第61回原子力規制委員会（令和2年2月5日）において了承された資料3-1 別紙2「新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に係る規則の経過措置について（実用発電用原子炉施設関係以外）（案）」に基づき、以下の原子力施設について

は、定期事業者検査開始報告は不要であると認識している。

- ・新規制基準に適合していない原子力施設（施行日前日において施設定期検査を実施中のもの（※1）

※1：原科研処理場、JRR-3、TCA、FCA、STACY、HTTR、JMTR、「常陽」、大洗廃棄物管理施設、人形峠加工施設

- ・廃止措置段階の原子力施設のうち施設定期検査を要するものであって、施行日前日において施設定期検査を実施中のもの（※2）

※2：東海再処理施設

	原科研	核サ研	大洗研	敦賀	人形峠	青森
開始報告が必要な施設	NSRR JRR-2 JRR-4 TRACY		DCA	ふげん もんじゅ		むつ
開始報告は不要な施設	JRR-3 STACY FCA TCA 処理場	東海再処理施設	HTTR 「常陽」 大洗廃棄物管理施設 JMTR		人形峠加工施設	

表 定期事業者検査開始報告の要否施設

一方、「従前から原子力規制庁に保全計画を提出し、定期事業検査を継続している実用炉とは異なり、核燃燃料施設の場合、現状では検査実施計画等の記載内容が不十分であり、原子力規制検査を実施するうえで提出が不要とされている施設についても定期事業者検査報告（開始前）の提出が必要」とのご連絡を頂いている。

定期事業者検査の実施にあたって、別紙1に示す工程に加え、原子力規制検査のために必要な記載内容について確認させて頂いた上で提示したいと考えている。記載内容の体裁、その提出の方法、提出の時期等については、各拠点・各施設の状況も確認しつつ、相談をさせて頂きたい。

原子力規制庁からは、上記施設（※1及び2）についても、以下の期限にて報告を求めているが、その理由等について確認させて頂きたい。

- ・上期に予定されている定期事業者検査は開始の1か月前まで
- ・下期に予定されている定期事業者検査は開始の3か月前まで

また、上述したとおり、報告内容や資料体裁等の要求によっては、その作成・確認等に要する時間を考慮すると期間的に難しい施設が出てくると考えている。

以 上